

広報ふちゅう広告掲載に関する実施要項

平成21年2月18日

改正 平成25年4月1日

平成27年4月1日

(趣旨)

第1条 この要項は、府中市の印刷物等に掲載する有料広告掲載取扱いに関する要綱（平成18年府中市告示第168号。以下「有料広告掲載取扱要綱」という。）に基づき、広報ふちゅうに掲載する広告について必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の規格等)

第2条 広報ふちゅうに掲載できる広告の規格は、おおむね縦4.5cm×横17.5cm（以下「1号広告」という。）及び縦4.5cm×横8.7cm（以下「2号広告」という。）とし、広告枠の中に「広告（2.5mm×6mm）」の文字を入れるものとする。

2 広告を掲載する位置は、表紙及び裏表紙を除く広報紙の下段とし、市が指定する。

3 広告の刷色は、広報ふちゅうと同じ色とし、原則単色（スミ）とする。

4 広告を掲載する枠数は、原則1号広告で換算して4枠分（2号広告に換算した場合は8枠分）とし、これを超える場合は、有料広告掲載取扱要綱第4条の規定による優先順序によるものとし、なお、その順序が同じの場合は、抽選とする。

(広告の内容)

第3条 広告の内容は、有料広告掲載取扱要綱第4条に規定する基準によるものとする。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、広告枠1枠当たり、1号広告は30,000円、2号広告は15,000円とする。

2 広報ふちゅう及び府中市ホームページの両方の広告掲載を、同一の掲載月について申し込む場合は、当該同一の掲載月1か月につき、合計の広告掲載料から3,000円を減額する。

(広告掲載料の納付期限)

第5条 有料広告掲載取扱要綱第10条に規定する市が指定する期日は、当該広告掲載日の前日とする。ただし、4月分については、4月末日とする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、市のホームページその他市の広報媒体を利用して行う。

(広告掲載の取消し等)

第7条 市長は、有料広告掲載取扱要綱第4条各号及び第12条に該当するときは、広告掲載申込者(以下[申込者]という。)への催告その他手続を要することなく、広告掲載の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消した場合において、当該申込者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。この場合において、既納の広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第8条 市長は、広告掲載において、申込者の責めに帰さない事由により広告を掲載できなかつたときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

(広告内容等の変更)

第9条 申込者は、広告の内容を変更することができる。

2 申込者は、前項の規定により広告の内容を変更しようとするときは、広告を掲載する広報ふちゅうの発行日の1か月前までに、市長に変更の申出を行い、承認を得るものとする。

(広告掲載中止の申出等)

第10条 申込者は、広告の掲載を中止するときは、広告を掲載する広報ふちゅうの発行日の1か月前までに、市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項の規定による申出があつたときは、広告の掲載を中止するものとする。

3 市長は、前項の規定により広告の掲載を中止したときは、既納の広告掲載料のうち、掲載を中止した広告の広告掲載料を当該申込者に返還するものとする。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、広告の掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、平成21年2月18日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。